

令和2年度

内部統制評価報告書審査意見書

さいたま市監査委員

監査監第682号  
令和3年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	傳 田 ひろみ
同	神 坂 達 成

令和2年度内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、審査に付された令和2年度内部統制評価報告書の審査結果について、次のとおり意見を提出します。

# 令和2年度さいたま市内部統制評価報告書審査意見

## 1 審査の種類

### (1) 審査の名称

令和2年度さいたま市内部統制評価報告書審査

### (2) 根拠法令

地方自治法第150条第5項

## 2 審査の対象

令和2年度さいたま市内部統制評価報告書

## 3 審査の着眼点

さいたま市長が作成した内部統制評価報告書について、さいたま市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検証を行い審査した。

## 4 審査の期間

令和3年7月5日から令和3年8月5日まで

## 5 審査の実施内容

令和2年度さいたま市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局から報告を受け、「さいたま市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実務ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じ関係部局の職員に説明を求めるとともに、その他の監査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

## 6 審査の結果

令和2年度さいたま市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 7 備考

生活保護費の不正支出事案について、報告書参照資料を踏まえ、その影響度等を総合的に判断した結果、運用上の重大な不備と評価することは、相当である。

## 8 審査の結果を踏まえた意見

(1) 内部統制実施計画自己評価において、計画された取組の実施の有無を記載していない部署が見受けられた。

内部統制評価部局や関係部局に個別に質問等を行うことで、その実施状況を確認することができたが、評価に関連する証拠書類は、適切に記録及び保存しておく必要がある。

- (2) デジタルトランスフォーメーションの推進に伴い、事務処理手続が紙媒体から電子媒体へと移行し、デジタル化による業務の効率化が急速に進むなか、新たなリスクが発生することが予見される。

このため、PDCAサイクルを活用しながら、不断の見直しを行い、適切なリスク管理を図られたい。

- (3) 全庁共通リスク一覧表の作成において、類型化したリスク名称に実際に発生した事案を分類した際、事案による影響が比較的小さい内容であっても、分類されたリスク名称からは影響度の大きい内容と受け止められかねない状況にあった。

このことから、リスク名称・分類等においても、今後、再検討されたい。

- (4) 重大な不備の検討において、経済的な不利益及び社会的な不利益に該当すると思われる例示の中で数値の目安を記載しているが、検討過程を記載していないことから、当該数値の目安に該当した事案が1件だけであったと誤認されるおそれがある。

このため、今後、報告書に添付する補足事項・資料においては、経済的な不利益及び社会的な不利益に該当すると思われる例示に係る事案の件数を明記するなど、より分かりやすく伝わりやすい表現について留意されたい。

- (5) 運用上の重大な不備である生活保護費の不正支出事案について、不正支出の方法等を見ると、内部統制を阻害する典型的な事例であると考ええる。

事務処理ミス等を防止するダブルチェックは、不正を可能とする環境を排除する、内部牽制を機能させる重要な取組でもあると考ええるため、全ての局区において当該事案を通じて得た教訓を共有することで、コンプライアンス意識の更なる醸成を期待する。

- (6) 発生した事務処理ミス等の原因の多くは、ダブルチェック等が適切に機能していなかったことであると報告されているが、定期監査においては、関係例規及び通知等の制度や事務手続（仕組み）といった基本的事項に対する理解不足が原因と推察される指摘事項も多く見受けられる。

制度上の取組が適正な場合であっても、基本的事項への理解が不十分な状態では、事務処理ミス等の発生が懸念されることから、例えば、管理・監督職や担当職員への研修内容の充実など、組織として基本的事項の理解をより深める取組を推進されたい。

- (7) 内部統制評価部局における評価では、全庁共通リスクに分類された事項を評価対象としているが、定期監査における指摘事項には、全庁共通リスクに挙げられていないものが見受けられた。

事務処理ミス等発生の未然防止が図られるよう、定期監査における指摘事項について十分留意し、関連するリスクについて発生状況を把握・管理するなど、内部統制の取組における更なる活用について、検討されたい。